令和2年第5回春日井市議会定例会提出議案目次〔V〕

議案番号	議 題	
第 93 号議案	令和2年度春日井市一般会計補正予算(第5号)	1
第 94 号議案	令和2年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予	
	算(第1号)	6
第 95 号議案	令和2年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正	
	予算 (第1号)	8
第 96 号議案	令和2年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算	
	(第1号)	10
第 97 号議案	令和2年度春日井市春日井インター北企業用地整備事	
	業特別会計補正予算(第1号)	12
第 98 号議案	令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算	
	(第2号)	14
第 99 号議案	春日井市民会館条例の一部を改正する条例について	16
第100号議案	春日井市朝宮公園スポーツ施設条例の一部を改正する	
	条例について	18
第101号議案	春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例の一	
	部を改正する条例について	26
第102号議案	春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例につ	
	いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第103号議案	春日井市JR春日井駅南口一時保育室条例について	32
第104号議案	庁舎エレベーター改修工事の請負契約について	39
第105号議案	文芸館スカイフォーラム改修その他工事の請負契約に	
	ついて	40
第106号議案	ポータブル蓄電池等の取得について	41
第107号議案	令和元年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の	
	処分について	42
起生笛 16 早	令和元年度春日井市一般会計継続費の精算について	43
報告第 10 万 報告第 17 号		43
+以口分 11 勺	会計継続費の精算について	47
		41

報告第 18 号	令和2年度春日井市一般会計補正予算(第4号)の専	
	決処分について	51
報告第 19 号	朝宮公園埋設管布設工事の変更契約の専決処分につい	
	7	64

第93号議案

令和2年度春日井市一般会計補正予算(第5号)

令和2年度春日井市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,580,210千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,415,430千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に 繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年9月8日提出

(債務負担行為の補正)

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 地方交付税		1,300,000	421,234	1,721,234
	1 地方交付税	1,300,000	421,234	1,721,234
16 国庫支出金		47,700,902	773,258	48,474,160
	2 国庫補助金	34,850,350	773,258	35,623,608
17 県 支 出 金		7,721,887	59,267	7,781,154
	2 県 補 助 金	2,544,200	59,267	2,603,467
20 繰 入 金		6,754,259	△ 535,425	6,218,834
	1 繰 入 金	6,754,259	△ 535,425	6,218,834
21 繰 越 金		1	888,074	888,075
	1 繰 越 金	1	888,074	888,075
22 諸 収 入		3,394,582	2,602	3,397,184
	5 雑 入	2,425,274	2,602	2,427,876
23 市 債		11,418,200	971,200	12,389,400
	1 市 債	11,418,200	971,200	12,389,400
歳入合計		141,835,220	2,580,210	144,415,430

歳 出

				(単位:十円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		11,642,876	1,391,460	13,034,336
	1 総務管理費	9,821,469	1,376,800	11,198,269
	3 戸籍住民基本台帳費	632,251	14,660	646,911
3 民 生 費		77,958,217	375,629	78,333,846
	1 社会福祉費	54,818,474	102,088	54,920,562
	2 児童福祉費	17,904,419	273,541	18,177,960
7 商 工 費		3,234,506	207,000	3,441,506
	1 商 工 費	3,234,506	207,000	3,441,506
8 土 木 費		13,406,594	113,157	13,519,751
	2 道 路 りょう費	1,429,531	38,000	1,467,531
	4 都市計画費	8,910,945	75,157	8,986,102
9消防費		2,722,597	333,704	3,056,301
	1 消 防 費	2,722,597	333,704	3,056,301
10 教 育 費		12,278,222	159,260	12,437,482
	1 教育総務費	1,294,917	50,370	1,345,287
	2 小 学 校 費	2,013,220	76,724	2,089,944
	3 中学校費	1,244,597	32,166	1,276,763
歳出合計		141,835,220	2,580,210	144,415,430

第 2 表 繰越明許費

(単位:千円)

	款		項					事 業 名	金	額
総	務	費	総	務	管	理	費	東 部 市 民 セ ン タ ーホ ー ル 音 響 改 修 等 整 備		191,800
1605	7万	貫	形心	伤	Ē	垤	質	東 部 市 民 セ ン タ ー 屋 上 防 水 改 修 等 工 事		130,000
民	生	費	児	童	福	祉	費	JR春日井駅南口一時保育室整備		37,000
商	工	費	商		工		費	新型コロナウイルス感染症対策 設備投資特別促進事業		150,000

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限	度	額
JR高蔵寺駅北口有料バイク駐車場整備	令和3年度~令和7年度			28,000

第 4 表 地方債補正

変 更

								(単位	: 千円)
		補		正	前	補	正		後
起債	の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 法
総務債	庁 舎 等 整備事業	917,400				1,158,100			
民生債	児童福祉 施設整備 事 業	39,500		4.0%以 内 (ただ	政府そ の他の金 融機関の	68,300			
土木債	道 路 橋りょう 整備事業	745,800	普貸又	見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 し、財	資いそ条るしの の は融にた財合 の が る しの の の の の の の の の の の の の の の の の の	768,300	補正に	補前同じ	補 前 に
上 小 惧	都市計画事 業	2,128,500	証 券	融機構の 金 ての 見行に は、 見行に は、 と で い も に 、 り に 、 り に り に り に り に り に り に り に り	よ期償をし上は野の限売をは選回をは選回に受用をは選利で限若繰又に	2,183,800	間 同 じ		前 同 じ
消防債	消防施設整備事業	280,100		該見直し後の利率)	借り 強り とる。	530,200			
臨 財 対策債	臨時財政 対 策	1,875,000				2,248,800			

第94号議案

令和2年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度春日井市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76,010千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ25,061,874千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月8日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 越 金		0	76,010	76,010
	1 繰 越 金	0	76,010	76,010
歳入合計		24,985,864	76,010	25,061,874

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		131	76,010	76,141
	1 基金積立金	131	76,010	76,141
歳出合計		24,985,864	76,010	25,061,874

第95号議案

令和2年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103,456千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ5,651,234千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月8日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		0	103,456	103,456
	1 繰 越 金	0	103,456	103,456
歳入合計		5,547,778	103,456	5,651,234

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	1
後期高齢者2医療広域連合		5,354,856	103,456	5,458,312
納 付 金	後期高齢者 1 医療広域連合 納 付 金	5,354,856	103,456	5,458,312
歳出合計		5,547,778	103,456	5,651,234

第96号議案

令和2年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度春日井市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,044,983千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,304,329千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月8日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		3,555,756	3,470	3,559,226
	1 一般会計	3,385,518	3,470	3,388,988
9 繰 越 金		0	1,041,513	1,041,513
	1 繰 越 金	0	1,041,513	1,041,513
歳入合計		23,259,346	1,044,983	24,304,329

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 基金積立金		211	549,397	549,608
	1 基金積立金	211	549,397	549,608
5 諸 支 出 金		8,453	495,586	504,039
	1 償 還 金	8,453	495,586	504,039
歳出合計		23,259,346	1,044,983	24,304,329

第97号議案

令和2年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計補 正予算(第1号)

令和2年度春日井市の春日井インター北企業用地整備事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」に よる。

令和2年9月8日提出

第 1 表 債務負担行為

事項	期間	限	度	額
春日井インター北企業用地整備事業 実 施 設 計 業 務	令和3年度~令和4年度			60,000

第98号議案

令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

- 第2条 令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計予算(以下「予算」という。) 第2条第4号に定めた資産整備費の業務の予定量を次のとおり改める。
 - (4) 主要な建設改良事業 (既決予定額) (補正予定額) (計)資産整備費 854,091千円 139,236千円 993,327千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (既決予定額) (補正予定額) (計) 第 1 款 病院事業収益 18,687,666 千円 12,241 千円 18,699,907 千円 第 2 項 医業外収益 799,881 千円 12,241 千円 812,122 千円 支 出 (既決予定額) (補正予定額) (計) 第 1 款 病院事業費用 18,698,903 千円 12,241 千円 18,711,144 千円 第 2 項 医業外費用 764,227 千円 12,241 千円 776,468 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (既決予定額) (補正予定額) (計) 第 1 款 資本的収入 871,854 千円 139,236 千円 1,011,090 千円

	第5項 補助金	0 千円	139, 236 千円	139, 236 千円
支	出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	第1款 資本的支出	2,300,123 千円	139, 236 千円	2,439,359 千円
	第1項 建設改良費	1,431,712 千円	139, 236 千円	1,570,948 千円

令和2年9月8日提出

第99号議案

春日井市民会館条例の一部を改正する条例について

春日井市民会館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月8日提出

春日井市民会館条例の一部を改正する条例

春日井市民会館条例(昭和40年春日井市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1 「1 ホール関係使用料」の表備考第6 項中「ガスを使用するとき又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

別表第1「2 附属設備使用料」の表中

映写機	16ミリ	午前、午後、夜間それぞ	2,060円	
		れ1台につき		を
	35ミリ	午前、午後、夜間それぞ	10,300円	-2
		れ1式につき		ı

プロジェクター 午前、午後、夜間それぞ 7,000円 に れ1式につき

改める。

附則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

説明

この案を提出するのは、市民会館において新たにプロジェクターに係る使用料 を設ける等のため必要があるからである。

第 100 号議案

春日井市朝宮公園スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

春日井市朝宮公園スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める ものとする。

令和2年9月8日提出

春日井市朝宮公園スポーツ施設条例の一部を改正する条例

春日井市朝宮公園スポーツ施設条例(平成28年春日井市条例第55号)の一部を 次のように改正する。

題名中「スポーツ施設」を削る。

第1条中「スポーツ施設」を削り、「管理」の次に「(指定管理者(同条第3項に 規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に係るものを含む。)」を加える。

第2条中「スポーツ施設(以下「スポーツ施設」」を「(以下「公園」」に改める。

第3条中「スポーツ施設」を「公園の施設(以下「施設」という。)」に改め、同 条第1号を次のように改める。

- (1) 陸上競技場
- 第3条に次の1号を加える。
- (4) 多目的活動室
- 第3条の次に次の1条を加える。

(事業)

- 第3条の2 公園で行う事業は、次のとおりとする。
 - (1) スポーツ及びレクリエーションの普及及び振興に寄与する事業
 - (2) 体力及び健康の増進に寄与する事業
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
 - 第4条中「スポーツ施設」を「施設」に改め、同条の次に次の3条を加える。 (指定管理者が行う管理の業務等)
- 第4条の2 市長は、次に掲げる範囲の管理の業務を指定管理者に行わせることができる。
 - (1) 第3条の2に定める事業の実施に関する業務
 - (2) 施設及び別表に定める附属設備並びに総合管理棟テラス(以下「施設等」という。)の利用の許可等に関する業務

- (3) 第7条第1項に定める使用料又は第7条の2第1項に定める利用料金の収 受等に関する業務
- (4) 公園の点検整備、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 2 市長は、前項の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあって は、当該業務を行わないものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

- 第4条の3 指定管理者は、第11条の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。
- 2 指定管理者は、公園が毀損され、又は滅失されたときは、速やかにその旨を市 長に報告しなければならない。
- 3 管理の業務に関する経理については、管理の業務以外の業務に関する経理と 区分して整理しなければならない。この場合において、管理の業務と管理の業 務以外の業務の双方に関連する費用については、適正にそれぞれの業務に配分 して経理しなければならない。
- 4 指定管理者は、管理の業務に関する図書で規則で定めるものを備え付け、これを指定の期間中保存しなければならない。
- 5 指定管理者は、管理の業務を一括して他の者に委任してはならない。
- 6 地震その他の天災が発生した場合その他緊急の場合の管理の業務は、市長の 指示に従い、これを行わなければならない。
- 7 前各項に掲げるもののほか、管理の基準について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定の手続等)

- 第4条の4 指定管理者の指定の手続等については、春日井市公の施設に係る指 定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年春日井市条例第28号。第12条の 2第1項において「指定管理者条例」という。)によるものとする。
 - 第5条第1項中「スポーツ施設」を「施設等」に改め、「者は」の次に「、規則

で定めるところにより」を、「市長」の次に「(第4条の2第1項の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。第7条第3項、第7条の2、第12条の2及び第13条を除き以下同じ。)」を加え、同条第2項中「スポーツ施設」を「施設等」に改める。

第6条中「スポーツ施設」を「施設等」に改める。

第7条第3項中「スポーツ施設」を「施設等」に改め、同項を同条第4項とし、 同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の 次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、回数利用券により陸上競技場を利用しようとする 者は、回数利用券を発行するときに使用料を納付しなければならない。 第7条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

- 第7条の2 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に使用料の額の範囲内に おいて、指定管理者が市長の承認を得て定める額を、その利用に係る料金(次項 において「利用料金」という。)とし、指定管理者の収入として収受させること ができる。
- 2 市長は、前項の規定により利用料金を指定管理者の収入としたときは、その 減免及び還付についてこの条例及びこの条例に基づく規則の定めるところによ り、指定管理者に行わせることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させたときは、これを公示しなければならない。

第8条及び第10条から第12条までの規定中「スポーツ施設」を「施設等」に改め、第12条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の原状回復義務)

第12条の2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定管理者条例第10 条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若 しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに公園を原状に復さなければなら ない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに 要した費用を指定管理者から徴収する。

第13条中「スポーツ施設」を「公園」に改める。

第14条中「スポーツ施設」を「施設等」に改める。

第15条中「スポーツ施設」を「公園」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第7条関係)

1 施設使用料

	区分		単位	金額
陸上競技場	専用	全面	2時間につき	6,400円
	利用	2分の1	2時間につき	3,200円
	個人	一般	1人1回につき	200円
	利用		回数利用券	2,000円
			(11 枚つづり)	
		中学生以下	1人1回につき	100円
			回数利用券	1,000円
			(11 枚つづり)	
	諸室	本部室	2時間につき	600円
		審判員控室	2時間につき	600円
		役員室	2時間につき	400円
		選手控室	1室2時間につき	1,200円
		放送室	2時間につき	200円
		記録室	2時間につき	800円
野球場			2時間以內	1,600円
			2時間を超え4時 間以内	3, 200円
			4時間を超え8時 間以内	4,800円
			8時間超	4,800円に8時間
				を超える2時間ま
				でごとに1,600円
				を加えた額

テニスコート	1面	1時間につき	300円
多目的活動室		1時間につき	1,100円

備考

- 1 陸上競技場の専用利用及び諸室並びに多目的活動室の利用について入場料等を徴収する場合又は営利を目的とする場合の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 2 アマチュアスポーツのために利用する場合(前項に規定する場合を除 く。)に係る陸上競技場の諸室の使用料の額は、表に定める金額に2分の 1を乗じて得た金額とする。
- 3 規則で定める利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、この表に定める使用料のほか、超過又は繰上時間1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、1時間に相当する額(野球場にあっては800円)を徴収する。
- 4 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に市長が定め る実費相当額を徴収する。

2 附属設備使用料

	区分		単位	金額
照明設備	全面	全点灯	30分につき	800円
		2分の1点灯		400円
		4分の1点灯		200円
	2分の1	全点灯	30分につき	400円
		2分の1点灯		200円
		4分の1点灯		100円
写真判定装置		1式1回につき	10,000円	
距離測定装置		1式1回につき	3,000円	
放送設備	放送設備 陸上競技場		1式1回につき	1,000円
	多目的活動室		1式1時間につき	500円
その他の設備		1式、1回又は1時	1,000 円以内	
		間につき	において市長	
				が定める額

3 陸上競技場メインスタンドコンコース、総合管理棟テラス等使用料

単位	金額
1平方メートル1時間につき	60円

備考 この表は、施設利用者が物品等の販売その他営利を目的として利用する場合に適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 第3条第1号の改正規定、同条に1号を加える改正規定、第7条第2項の 改正規定、同条に1項を加える改正規定及び別表の改正規定 規則で定める 日

(準備行為)

2 この条例の規定中指定管理者の指定の手続等の行為及び施設等に係る利用の 許可、使用料の納付その他施設等を利用するために必要な準備行為は、この条 例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 令和3年4月1日から附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日までの間、 改正後の第4条の2第1項第2号中「施設及び別表に定める附属設備並びに総 合管理棟テラス(以下「施設等」という。)」とあるのは「施設」と、第5条第1 項中「施設等」とあるのは「施設」と、「第7条第3項」とあるのは「第7条第 2項」と、同条第2項、第6条、第7条第3項、第8条、第10条から第12条まで 及び第14条中「施設等」とあるのは「施設」とする。

説明

この案を提出するのは、朝宮公園において指定管理者制度を導入する等のため必要があるからである。

第 101 号議案

春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例の一部を改正する 条例について

春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月8日提出

春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例の一部を改正する 条例

春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例(昭和63年春日井市条例第32 号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が85,500円以上452,500円未満」を「算定基準額(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第2項の算定基準額をいう。以下同じ。)が212,700円以上304,200円未満」に改め、同条第2項中「所得割額」を「算定基準額」に改める。

第4条中「年額10,000円」を「次の各号に掲げる授業料負担者の区分に応じ、 当該各号に定める金額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 算定基準額が212,700円以上270,300円未満の者 年額20,000円
- (2) 算定基準額が270,300円以上304,200円未満の者 年額15,000円

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の補助金について適用する。

説明

この案を提出するのは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正に準じ、補助対象者の要件を改める等のため必要があるからである。

第 102 号議案

春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例について

春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月8日提出

春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例

春日井市社会福祉施設条例(昭和55年春日井市条例第14号)の一部を次のよう に改正する。

第5条中「対して、」を「対しては」に改め、「供与」の次に「し、高齢者に対しては介護予防を目的とした日常生活上の支援又は機能訓練を提供」を加える。 第5条の2中第3号及び第4号を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 第一希望の家においては、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事業を行う ものとする。
 - (1) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援(別表第2 において「保育所等訪問支援」という。)
 - (2) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援(別表第2に おいて「障害児相談支援」という。)
 - (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2に規定する共生型居宅サービス事業者として実施する同法第8条第7項に規定する通所介護(別表第2において「共生型通所介護」という。)
 - (4) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(別表第2において「第1号通所事業」という。)
- 3 第二希望の家においては、第1項に掲げるもののほか、介護保険法第78条の 2の2に規定する共生型地域密着型サービス事業者として実施する同法第8条 第17項に規定する地域密着型通所介護(別表第2において「共生型地域密着型 通所介護」という。)を行うものとする。

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第一希望の家を利用できる者は、前項に掲げるもののほか、市内に居住する 者で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法第21条の5の5第1項の障害児通所給付費等(同法第21条の5 の2第5号の保育所等訪問支援に係るものに限る。)の支給に係る障害児
- (2) 児童福祉法第24条の26第1項の障害児相談支援対象保護者
- (3) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の4に規定する者

別表第1第一希望の家の項中「春日井市王子町3番地」を「春日井市中切町3丁目3番地9」に改める。

別表第2児童発達支援の項中「児童発達支援」を「児童発達支援、保育所等訪問 支援」に改め、同項の次に次のように加える。

障害児相談支援	1回	児童福祉法第24条の26第2項の規定に基づき
		厚生労働大臣が定める基準により算定した費
		用の額

別表第2共生型通所介護の項の次に次のように加える。

第1号通所事業	1月	介護保険法第115条の45の3第2項の規定に基
		づき厚生労働省令で定めるところにより算定
		した費用の額

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の 日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の春日井市社会福祉施設条例の規定中保育所等訪問支援及び障害児相 談支援を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行う ことができる。

(春日井市介護サービスセンター条例の廃止)

3 春日井市介護サービスセンター条例 (平成12年春日井市条例第17号) は、廃止する。

(春日井市特別会計設置に関する条例の一部改正)

4 春日井市特別会計設置に関する条例(昭和39年春日井市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。 (経過措置)

5 前項の規定による改正前の春日井市特別会計設置に関する条例第1条第6号 の春日井市介護サービス事業特別会計の令和2年度の収入、支出及び決算につ いては、なお従前の例による。

説明

この案を提出するのは、第一希望の家を移転し、機能を拡充する等のため必要 があるからである。

第 103 号議案

春日井市JR春日井駅南口一時保育室条例について

春日井市JR春日井駅南口一時保育室条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月8日提出

春日井市JR春日井駅南口一時保育室条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、JR春日井駅南口一時保育室の設置及び管理(指定管理者(同条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に係るものを含む。)について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子育て家庭への支援を行い、乳幼児の健やかな育成を図るため、春日井市 JR春日井駅南口一時保育室(以下「一時保育室」という。)を春日井市上条町3丁目244番地に置く。

(事業)

- 第3条 一時保育室は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の3第7項に規定する一時預かり事業 (以下「一時預かり事業」という。)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、子育て家庭への支援のために市長が必要と認める事業

(利用時間等)

第4条 一時保育室の利用時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者が行う管理の業務等)

- 第5条 市長は、次に掲げる範囲の管理の業務を指定管理者に行わせることができる。
 - (1) 第3条に定める事業の実施に関する業務
 - (2) 一時預かり事業の利用の許可等に関する業務
 - (3) 第11条第1項に定める使用料又は第12条第1項に定める利用料金の収受等に関する業務
 - (4) 一時保育室の点検整備、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する

業務

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 2 市長は、前項の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあって は、当該業務を行わないものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

- 第6条 指定管理者は、一時預かり事業の実施に関する業務を行うため、一時保育室に規則で定める資格を有する者を置かなければならない。
- 2 指定管理者は、一時保育室が毀損され、又は滅失されたときは、速やかに、 その旨を市長に報告しなければならない。
- 3 管理の業務に関する経理については、管理の業務以外の業務に関する経理と 区分して整理しなければならない。この場合において、管理の業務と管理の業 務以外の業務の双方に関連する費用については、適正にそれぞれの業務に配分 して経理しなければならない。
- 4 指定管理者は、管理の業務に関する図書で規則で定めるものを備え付け、これを指定の期間中保存しなければならない。
- 5 指定管理者は、管理の業務を一括して他の者に委任してはならない。
- 6 地震その他の天災が発生した場合その他緊急の場合の管理の業務は、市長の 指示に従い、これを行わなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、管理の基準について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定の手続等)

第7条 指定管理者の指定の手続等については、春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年春日井市条例第28号。第15条において「指定管理者条例」という。)によるものとする。

(利用者)

- 第8条 一時預かり事業を利用できる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 市内に居住する未就学児(生後6月を経過した者に限る。)

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者 (利用の許可)
- 第9条 一時預かり事業を利用しようとする者の保護者は、規則で定めるところにより市長(第5条第1項の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。第3項、第11条第2項、第12条、第15条及び第16条を除き以下同じ。)に申請し、許可を受けなければならない。一時預かり事業の利用を許可された者(以下「利用者」という。)の保護者が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 市長は、一時預かり事業の運営上又は一時保育室の管理上必要があるときは、 前項の許可に条件を付けることができる。
- 3 一時預かり事業は、同一の利用者が1月につき規則で定める日数を超えて利用することができない。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。 (利用の不許可)
- 第10条 一時預かり事業を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する ときは、市長は、その利用を許可しないことができる。
 - (1) 第8条の規定に該当しないとき。
 - (2) 一時預かり事業の運営上又は一時保育室の管理上支障があると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。
- 2 利用者の数が、規則で定める一時預かり事業の定員に達している場合は、市 長は、一時預かり事業の利用を許可しないことができる。

(使用料)

- 第11条 利用者の保護者は、別表に定める使用料を利用の際に納付しなければならない。
- 2 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、前項の 使用料を減免することができる。
- 3 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する

ときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第14条第1項第3号の規定により市長が一時預かり事業の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。
- (2) 災害その他利用者又はその保護者の責めに帰さない理由により一時預かり 事業を利用できなくなったとき。

(利用料金)

- 第12条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額を、その利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)とし、指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 市長は、前項の規定により利用料金を指定管理者の収入としたときは、その 減免及び還付についてこの条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに より、指定管理者に行わせることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させたときは、これを公示しなければならない。

(利用者等の義務)

第13条 利用者及びその保護者は、一時預かり事業の利用に際しては、この条例 及びこの条例に基づく規則の規定、第9条第2項の規定により許可に付けられ た条件並びに市長の指示に従わなければならない。

(利用の許可の取消し等)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、 又は利用の中止を命ずることができる。
 - (1) 利用者又はその保護者が前条の規定に違反したとき。
 - (2) 災害その他の事故により一時預かり事業の利用ができなくなったとき。
 - (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項の規定による措置によって生じた損害については、市長はその責めを負わない。

(指定管理者の原状回復義務)

- 第15条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定管理者条例第10条の 規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しく は一部の停止を命ぜられたときは、直ちに一時保育室を原状に復さなければな らない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに 要した費用を指定管理者から徴収する。

(損害賠償)

第16条 故意又は過失により一時保育室を毀損し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(入室者の制限)

- 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一時保育室への 入室を拒絶し、又は退室を命ずることができる。
 - (1) 感染症にかかっている者
 - (2) 危険な物品を携帯し、又は動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。) を伴う者
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
 - (4) 一時保育室を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
 - (5) 一時保育室の管理上支障があると認められる者

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、一時保育室の管理について必要な事項は、 規則で定める。

附則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の 日から施行する。 2 この条例の規定中指定管理者の指定の手続等の行為及び一時預かり事業の利用の許可、使用料の納付その他一時預かり事業を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表 (第11条関係)

区分	金額
午前7時30分から午後0時30分まで	1,500円
午後1時から午後7時まで	1,500円
午前7時30分から午後7時まで	3,000円

備考 この表に記載がない時間を利用時間とした場合の使用料の額は、1時間 (1時間に満たないときは、これを1時間に切り上げる。) につき300円とする。

説明

この案を提出するのは、新たに上条町地内にJR春日井駅南口一時保育室を設置するため必要があるからである。

第 104 号議案

庁舎エレベーター改修工事の請負契約について

庁舎エレベーター改修工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出

- 1 工 事 名 庁舎エレベーター改修工事
- 2 契約金額 277, 200, 000円
- 3 契約の相手方 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 三菱電機ビルテクノサービス株式会社中部支社
- 4 工事内容 エレベーター改修工事一式

第 105 号議案

文芸館スカイフォーラム改修その他工事の請負契約について

文芸館スカイフォーラム改修その他工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出

- 1 工 事 名 文芸館スカイフォーラム改修その他工事
- 2 契約金額 261,800,000円
- 3 契約の相手方 春日井市松新町1丁目4番地 佐藤工業株式会社春日井営業所
- 4 工事内容 スカイフォーラム改修等工事一式

第 106 号議案

ポータブル蓄電池等の取得について

次のとおりポータブル蓄電池等を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出

- 1 物 品 内 容 ポータブル蓄電池10器、ソーラーパネル20台及びUSB充電ポート10台
- 2 取得価格 18,780,410円
- 3 契約の相手方 春日井市春日井上ノ町字割畑22番地14内外物産株式会社春日井支店

第 107 号議案

令和元年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金580,350,489円のうち30,000,000円を資本金に組み入れ、550,350,489円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出

報告第16号

令和元年度春日井市一般会計継続費の精算について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により継続費の精算を次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出

令和元年度春日井市一般会計継続費精算報告書

							全 体	計 画	(A)			実
卦	項	事	業	名	年		左	の財	源 内	訳		左
水	垻	7	未	泊	度	年 割 額	特	定 財	源	一般財源	支出済額	特
							国・県支出金	地方債	その他	一双则你		国・県支出金
農林	農				30	453,800,000	22,690,000	387,900,000		43,210,000	102,210,000	1,000,000
水	業	ふ農整	れる業分		一元	162,200,000	8,110,000	138,600,000		15,490,000	488,314,580	20,000,000
孝					計	616,000,000	30,800,000	526,500,000		58,700,000	590,524,580	21,000,000

(単位:円)

績	(B)		比		較 (A	4) – ((B)
の財	源 内	訳	年割額と	左	の財	源 内	訳
定財	源	一般財源	支出済額の差	特	定 財	源	一般財源
地方債	その他		左	国·県支出金	地方債	その他	川又「八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八
79,300,000		21,910,000	351,590,000	21,690,000	308,600,000		21,300,000
333,400,000		134,914,580	△326,114,580	△11,890,000	△194,800,000		△119,424,580
412,700,000		156,824,580	25,475,420	9,800,000	113,800,000		△98,124,580



報告第17号

令和元年度春日井市大泉寺地区企業用地整備事業特別会計継続費の 精算について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により継続費の精算を次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出

令和元年度春日井市大泉寺地区企業用地整備事業特別会計継続費精算報告書

				鱼	<u> </u>	体	計	画	(A)			実
卦	佰	事 業 名	年		,	左	の	財	源	内	訳		左
办人	款項 事業名	度	年 割 額	牛	寺	定	財	源		一般財源	支出済額	特	
				国・県	支出金	地	方 債	その	他	州文 州 (水)		国・県支出金	
事	事		29	386,820,000			177	,000,000	209,82	0,000		50,600,620	
业	業	大泉寺地区	30	438,900,000			438	,900,000				633,594,600	
未	未	企業用地整備事業	元	267,080,000					267,08	0,000		355,158,089	
費	費		計	1,092,800,000			615	,900,000	476,90	0,000		1,039,353,309	

(単位:円)

績	(B)		比		較 (A) – (B)
の財	源 内	訳	年割額と	左	の財	源 内	訳
定 財	源	一般財源	支出済額	特	定 財	源	一般財源
地方債	その他	一	の 差	国・県支出金	地方債	その他	川又東江水
40,000,000	10,600,620		336,219,380		137,000,000	199,219,380	
425,600,000	207,994,600		△194,694,600		13,300,000	△207,994,600	
	355,158,089		△88,078,089			△88,078,089	
465,600,000	573,753,309		53,446,691		150,300,000	△96,853,309	



報告第18号

令和2年度春日井市一般会計補正予算(第4号)の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和2年度春日井市一般会計補正予算(第4号)を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月8日提出

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年度春日井市一般会計補正予算 (第4号)を次のとおり専決処分する。

令和2年7月3日

令和2年度春日井市一般会計補正予算(第4号)

令和2年度春日井市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288,300千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ141,835,220千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歲入歲出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	<u>≓</u> †
16 国庫支出金		47,412,602	288,300	47,700,902
	2 国庫補助金	34,562,050	288,300	34,850,350
歳入合計		141,546,920	288,300	141,835,220

歳 出

(単位:千円)

款			項	補正前の額	補 正 額	<u>≅</u> -
3 民	生	費		77,669,917	288,300	77,958,217
			2 児童福祉費	17,616,119	288,300	17,904,419
歳出	合	計		141,546,920	288,300	141,835,220

令和2年度

春日井市一般会計補正予算(第4号)説明書

-	
1	歳入歳出補正予算事項別明細書

- (1) 総 括
- (2) 歳 入
- (3) 歳 出
- 2 補正予算給与費明細書

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
16 国 庫 支 出 金	47,412,602	288,300	47,700,902
歳入合計	141,546,920	288,300	141,835,220

歳 出

	建工	補正額		補	正 額	の財	源内	訳
款	畑 正 朋の 好	補正額	計		特 定	財 源	Ī	一般財源
	りが			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一放的你
3民生費	77,669,917	288,300	77,958,217	288,300				
歳出合計	141,546,920	288,300	141,835,220	288,300				

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項目	補正前の額	補正額	計
2 (項) 国庫補助金	34,562,050	288,300	34,850,350
2(目) 民生費国庫補助金	32,802,604	288,300	33,090,904

(3) 歳 出

3(款) 民生費

項目	補正前の額	補正額	計	補 特 国庫支出金	正 額 寺 定 県支出金	の 財 財 地方債		訳 一般財源
2 (項) 児童福祉費	17,616,119	288,300	17,904,419	288,300			-	
1(目) 児 童 福 祉 総 務 費	1,366,192	400	1,366,592	400				
2(目) 児童措置費	11,225,328	287,900	11,513,228	287,900				

節		説 明
区分	金額	נילי נולקי
2 児童福祉費 動 金	288,300	母子家庭等対策総合支援事業費補助金

節		説明
区 分	金額	itic 1757
3職員手当等	400	ひとり親世帯臨時特別給付金事業 時間外勤務手当
10 需 用 費	170	ひとり親世帯臨時特別給付金事業
11 役 務 費	1,030	
12委 託 料	4,300	
18 負担金、補助 及び交付金	282,400	需用費 (170) の内訳 消耗品費 20 印刷製本費 150

2 補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総 括

			給	 費				
区 分	職 員 数 (人)	報酬	給料	職員手当等	計	共 済 費	合 計	備 考
補正後	2,451 (1,012)	730.264	7,796,434	5,721,063	14,247,761	2,661,429	16,909,190	
補正前	2,451 (1,012)	1.50.704	7,796,434	5,720,663	14,247,361	2,661,429	16,908,790	
比較	0 (0)	1 0	0	400	400	0	400	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の 勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の職員数である。

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手 当	時間外勤務 手 当	休日勤務手 当
	補正後	224,997	174,792	491,691	117,190	220,590	81,242	532,794	98,660
	補正前	224,997	174,792	491,691	117,190	220,590	81,242	532,394	98,660
職員手当	比較	0	0	0	0	0	0	400	0
等の内訳	区分	夜 間 勤 務 手 当	宿日直手当	期末手当	勤 勉 手 当	退職手当	単身赴任手 当	管理職員特 別勤務手当	その他
	補正後	21,020	400	1,904,440	1,125,610	615,261	456	5,000	106,920
	補正前	21,020	400	1,904,440	1,125,610	615,261	456	5,000	106,920
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

		給					
区分	職 員 数 (人)	給料	職員手当等	# <u></u>	共 済 費	合 計	備考
補正後	1,913 (47)	6,519,423	5,242,219	11,761,642	2,392,372	14,154,014	
補 正 前	1,913 (47)	6,519,423	5,241,819	11,761,242	2,392,372	14,153,614	
比較	0 (0)	0	400	400	0	400	

備考()内は、再任用短時間勤務職員の職員数である。

	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手 当	時間外勤務手 当	休日勤務手 当
	補正後	224,997	174,792	415,058	117,190	180,906	72,570	532,794	98,660
	補正前	224,997	174,792	415,058	117,190	180,906	72,570	532,394	98,660
職員手当	比較	0	0	0	0	0	0	400	0
等の内訳	区分	夜間勤務手 当	宿日直手当	期末手当	勤 勉 手 当	退職手当	単身赴任 手 当	管理職員特 別勤務手当	そ の 他
	補正後	21,008	400	1,555,368	1,125,610	610,490	456	5,000	106,920
	補正前	21,008	400	1,555,368	1,125,610	610,490	456	5,000	106,920
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区	分	増	減	額	増減事由別内訳			説	明		ſ	備	考
職員ョ	手当等		,		制度改正に伴う増減分								
					その他の増減分	400	時 間 外	、勤務手	当	400			

報告第19号

朝宮公園埋設管布設工事の変更契約の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、朝宮公園埋設管布設工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月8日提出

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、朝宮公園埋設管布設工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和2年8月12日

- 1 工 事 名 朝宮公園埋設管布設工事
- 2 契約の相手方 春日井市鳥居松町4丁目32番地 株式会社松浦組
- 3 変更内容

事項	変更前	変更後
契約金額	165, 000, 000円	165, 405, 900円